

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○自動車税種別割の収納の事務を委託した件	二二七
○都市計画を変更した件	二二七
告 示	
○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	二二六
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	二二六
○土地改良区の清算人が退任した旨届出があった件	二二六
○県営土地改良事業の工事が完了した件五件	二二九
○随意契約の相手方を決定した件	二二九
○一般競争入札を行う件	二二九

告 示

福島県告示第四百四十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第二項の規定により、地方税の収納の事務を次のとおり委託した。

令和三年六月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県自動車税種別割コンビニエンスストア等収納代行業務
- 二 受託者の名称及び所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
株式会社セブニーイレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八番地八
株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目十一番二号
株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目一番二一
山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目十番一号

- ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
国分グローサーズチェーン株式会社 東京都中央区日本橋一丁目一番一号
株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一
株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目八番二十七号
LINE Pay 株式会社 東京都品川区西品川一丁目一番一号
- 3 収納事務委託年月日
令和三年四月一日
- 4 収納の事務を委託する期間
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
- 二1 委託した事務の範囲及び内容
福島県自動車税種別割コンビニエンスストア等収納代行業務
- 二 受託者の名称及び所在地
ビルングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目一番地一号
PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三号
- 3 収納事務委託年月日
令和三年五月一日
- 4 収納の事務を委託する期間
令和三年五月一日から令和四年三月三十一日まで

（税 務 課）

福島県告示第四百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県北都市計画下水道を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 都市計画から除外された土地の区域
国見町のうち
大字徳江字落堀及び字滝川尻の一部の区域
大字西大枝字葭谷地の一部の区域
伊達市梁川町のうち
二野袋字滝尻の一部の区域
- 二 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 三 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
（都市計画課）

公告第百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨届出があった。

令和三年六月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称
平田村土地改良区

退任した清算人

役別 氏名

住所

- 清算人 熊谷 時男 石川郡平田村大字西山字前手倉一二四番地
- 同 永瀬 勝夫 同 郡同 村大字西山字鴉子沢二六三番地
- 同 大沼 利勝 同 郡同 村大字中倉字見上二九三番地
- 同 瀬谷 善昭 同 郡同 村大字蓬田新田字新田前一九八番地
- 同 有賀 昇隆 同 郡同 村大字永田字広町四番地
- 同 國井 俊雄 同 郡同 村大字下蓬田字打達内六三四番地
- 同 吉田 文雄 同 郡同 村大字北方字金作二八番地

（農村計画課）

公告第百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、槻ノ木地区に係る県営農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）の工事は令和三年三月二十五日完了したので公告する。

令和三年六月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

公告第百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、大江堰地区に係る県営農業用施設災害復旧事業（令和元年災）の工事は令和三年三月二十四日に完了したので公告する。

令和三年六月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

公告第百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、

下仁井田地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）の工事は令和三年三月二十九日に完了したので公告する。

令和三年六月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

公告第百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、上高久地区に係る県営農村地域防災減災事業（用排水施設等整備）の工事は令和三年三月二十九日に完了したので公告する。

令和三年六月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

公告第百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、錦・関田地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）の工事は令和三年三月三十日に完了したので公告する。

令和三年六月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

公告第115号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるテレメータ保守点検業務（流総管理）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年6月4日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
テレメータ保守点検業務（流総管理） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社 東京都港区東新橋一丁目5番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
55,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

（土木総務課）

公告第116号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年6月4日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 C A D ・ B I M システム 一式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和3年12月28日（火）
 - (4) 納入場所 福島県立福島工業高等学校機械実習棟2階「CAD室」
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年6月30日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年6月30日（水）午後5時まで必着とする。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和3年6月4日(金)から同月30日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙19枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年6月18日(金)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和3年6月14日(月)午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年7月26日(月)午前11時 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月21日(水)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: CAD/BIM System 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 26 July 2021

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 21 July 2021

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)